

令和3年4月28日

保護者 各位

那覇市立高良小学校
校長 金城 剛
(公印省略)

大型連休中の児童の安全指導について (お願い)

4月下旬から5月上旬にかけての大型連休が始まります。例年であれば、各ご家庭で家族団らんの機会として、スポーツやレジャー等の計画を立てていたことと思いますが、5月5日までは「まん延防止等重点措置」期間として、全県的に感染予防対策が呼びかけられています。

連休中は、**感染予防を油断せず**、下記のことにご留意され、児童の健全育成にご協力いただき、有意義な連休を過ごせるようお願いいたします。

記

1 交通事故・水難事故への注意

(1) 道路の歩行

- ・道路の横断は、横断歩道を利用する。 ※横断中も周りの車をよく見て行動する。
- ・道路への「とび出し」や「ふざけ」、2人～3人で広がっての道路歩行はやめる。

(2) 自転車等の乗り方

- ・狭い道路での自転車乗りは、特に注意する。(見通しの悪いところや坂道など)
- ・自転車の2人乗りは危険なのでしません。キックボード等も見通しのいい場所で使用しましょう。

(3) 海でのレジャー等

- ・海、川での遊びは危険が伴うので必ず保護者(大人)がついてください。

2 無断外泊や深夜外出の禁止

新型コロナウイルス感染のひろがりが見られます。

不要・不急の外出は、控えるようご協力ください。

- ・常に子どもの居場所を確認する。(誰と、どこで、何をしているか、帰宅時刻等)
- ・遅くても、夕方6時までには、帰宅させる。「Go 家(ゴーヤー)運動」
- ・子どもだけのゲームセンター等への出入りは、禁止です。人混みは避けましょう。
- ・児童の夜の外出は、保護者がつきましょ。

3 感染予防について 油断しないように過ごしましょう。

- ①換気の悪い密閉空間ですごさない。(換気に気をつける)
- ②手が触れる程の範囲に3名以上集まるような密集をさける。
- ③近距離での会話や発声を控える。(マスク着用)
- ④バスなどの乗り物内や大勢の人がいる場所での大声での会話は控える。

上記のことが同時に重ならないように気をつけましょう。

連休中も毎日健康観察を行い「健康観察シート」に記録しましょう。

- ・手洗いの徹底 ・せきエチケット ・毎日2回の検温と健康観察シートへの記入

4 不審者への注意

- ・不審な人物に遭遇したら、大声で、近くの大人に知らせる。(「いかのおすし」)

5 その他の注意 (スマホ・タブレット・ゲーム機等の注意)

- ・子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、家庭においても携帯電話等の使用ルールの確認やフィルタリングの設定など具体的な対策を親子で話し合い実行しましょう。
- ・オンラインゲームや視聴動画など内容や時間など親御さんでちゃんと管理してください。

連休中も早寝・早起きの生活リズムをまもり、健康・安全に気を付けて過ごしましょう。

<裏面の内容もお読みください>

〈参考資料〉

令和3年4月22日沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部決定
〈沖縄県対処方針〉

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

【期間】4月12日(月)～5月5日(水)

新規陽性者数が急増しているため、4月9日、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として本県が指定され、4月12日～5月5日までの期間と定められました。

沖縄県は、沖縄本島内9市をまん延防止等重点措置区域に指定し、重点措置を実施するとともに、県内全域における感染対策に取り組んでいるところがあります。4月22日、宮古島市における流行状況等を踏まえ、まん延防止等重点措置区域に宮古島市を追加し、対策の強化を図ることとしました。

市町村及び関係団体においては、感染拡大防止対策及び県民への周知啓発にご協力をお願いします。

※那覇・中南部地域の飲食店に対する、午後9時までの時短要請は、4月11日で一旦終了し、4月12日から、改めて全市町村を対象に午後8時までの時短を要請します。

「まん延防止等重点措置」指定に伴う対策
4月12日(月)～5月5日(水)

県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

【特措法第31条の6第1項:命令、過料等の対象となる要請】

- 不要不急の外出や移動を自粛すること(法第24条第9項)
- 混雑している場所や時間を避けて行動すること(法第24条第9項)
- 県外との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)
- 離島との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと(法第24条第9項・法第31条の6第2項)
- 歓迎会、模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)
- 会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施し、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること(法第24条第9項)
- 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(法第24条第9項)

※来訪者の皆様は、国の基本的対処方針において、それぞれの都道府県で外出自粛が求められ、又は帰省・旅行について慎重な検討を促されていることにご留意ください。